

■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営中山間地域総合整備事業	

■事業の目的

中山間地域において、地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。

■事業のポイント

- 高補助率事業 (国：55%、県：30%)
- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の受益面積の合計で要件を確認（ただし農業用排水施設整備については、各路線の受益面積を原則5ha以上とする）
- 末端受益2戸まで補助対象
- 生産基盤について、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額を交付

■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
活性化施設整備	農業生産活動等の拠点となる多目的施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
交流施設基盤整備	多目的広場・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源活用施設整備	地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設整備

施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強
施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備
施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合
集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のための必要な事業

■対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法のいずれかの指定を受けた市町村又は地域を含む市町村(準ずる地域含む)。

なお、事業実施区域は林野率が50%以上、かつ、傾斜度1/100以上の農地面積が50%以上を占める地域。

■採択要件

集 落 型

【一 般 型】

農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備をメニュー方式で一体的に実施

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね60ha以上(但し、特例要件を満たす場合は20ha以上)

【生産基盤型】

中山間地域の地形条件などに配慮したほ場整備を中心とした農業生産基盤のみを整備

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね20ha以上(但し、ほ場整備の受益面積が10ha以上)

【生活環境型】

農業生産基盤整備を概ね了している地域において、生活環境を中心とした整備を実施

※農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備の中から2工種以上を実施(但し、少なくとも農村生活環境基盤整備を1工種以上)

広域連携型

市町村全域から数市町村に跨る地域を対象とし、地方単独事業と一体的な構想の下で実施

※実施要件は一般型と同じ

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：５５％、県：３０％、市町村等：１５％

※担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額を交付
(中山間地域農業生産基盤整備促進事業)

- ・農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の３．５％～５％）を事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付

■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営農村振興総合整備事業	

■事業の目的

地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。

■事業のポイント

- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施（ただし農業用排水施設整備については、各路線の受益面積を原則5ha以上とする）
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の各事業の受益面積で要件を確認
- 末端受益2戸まで補助対象

■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
地域農業活動拠点施設整備	農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源利活用施設整備	地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強
施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備
施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合

集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のための必要な事業
----------	------------------------------

■対象区域

県下全域（ただし、農村振興基本計画が作成されている区域であること）

■採択要件

- 農村振興基本計画が計画されていること。
- 農業振興地域であること。
- 総事業費が２億円以上であること。
- 農業生産基盤整備と集落基盤整備を一体的に行うものであり、
農業生産基盤整備を１工種以上かつ農村生活環境整備を１工種以上実施すること。
- 受益面積（農業生産基盤整備事業）

農業用排水施設整備	60ha 以上
農道整備	50ha 以上
農用地開発	40ha 以上
ほ場整備	20ha 以上
農地の保全上必要な施設	20ha 以上

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：５０％、県：２５％、市町村等：２５％

■ 施工事例

農業用排水施設整備



実施前



実施後

農道整備



実施前



実施後

ほ場整備



実施前



実施後

農地防災



実施前



実施後

農業集落道整備



実施前

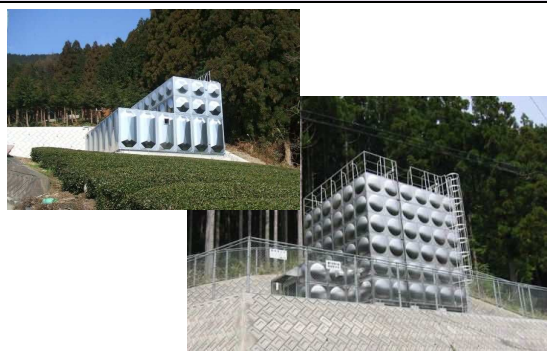


実施後

営農飲雑用水施設整備



浄水槽



配水池

農業集落防災安全施設整備

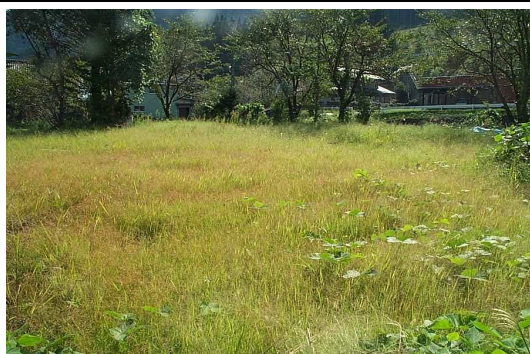


施工中



施工後

生態系保全施設等整備



実施前



実施後

■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	市町村
団体営土地改良事業	事業主体 土地改良区等

■事業の目的

- 農業生産活動の基盤となる小規模な農業水利施設において、施設の機能を安定的に発揮させるための長寿命化対策を支援する。
- ほ場整備事業の実施に必要な事業計画書作成等を支援する。

■事業のポイント

- 他の国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の受益地を対象として、きめ細やかでかつ地元の多様なニーズに対応。
- 農地集積要件や高収益作物転換などの要件がなく、事業化が比較的容易。(かんがい排水事業型)

■事業内容

③ 調査事業型
ほ場整備事業実施に必要な事業計画書等の作成にかかる経費に対し補助
・事業計画書の作成等
④ かんがい排水事業型
市町村等が行う、水管理省力化、長寿命化、安全性向上のための整備にかかる経費に対し補助
・農業用排水施設の整備
・水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設の付帯施設の整備

■対象地域

県下全域

■採択要件

① 調査事業型
・ほ場整備採択要件による
② かんがい排水事業型
・受益面積1ha以上
・事業費200万円以上

■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区等

負担区分：

① 調査事業型
国：５０％、５５％(※１)、６２．５％(※２)（補助残は市町村等）
② かんがい排水事業型
国：５０％、５５％(※１)（補助残は市町村等）

（※１）は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの

（※２）は農地中間管理機構関連農地整備事業で行うもの